

特定非営利活動法人鷹ロコ・ネットワーク大楽
実務者研修講座（通信課程）学則

東京都三鷹市下連雀 3-38-4 三鷹産業プラザ 3 階
特定非営利活動法人 鷹ロコ・ネットワーク大楽

特定非営利活動法人鷹ロコ・ネットワーク大楽 実務者研修講座（通信課程）学則

第1章 総 則

（事業者の名称）

第 1 条 本研修は、次の事業者が実施する。

名称：特定非営利活動法人鷹ロコ・ネットワーク大楽（以下、当法人という）

所在地：〒181-0013 東京都三鷹市下連雀 3-38-4 三鷹産業プラザ 3 階

（目 的）

第 2 条 特定非営利活動法人鷹ロコ・ネットワーク大楽 実務者研修講座（通信課程）は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、介護福祉士試験の受験資格を取得させるために必要な知識及び技能を修得させる研修を行い、広く社会福祉に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

（研修の名称）

第 3 条 研修の名称は、特定非営利活動法人鷹ロコ・ネットワーク大楽 実務者研修講座（通信課程）（以下、本研修という）と称する。

（位 置）

第 4 条 本研修は、東京都三鷹市下連雀 3 丁目 3 8 番 4 号三鷹産業プラザ 3 階の当法人内に置く。

第2章 研修期間、定員、対象地域及び在籍期間

（研修期間、定員及び対象地域）

第 5 条 実務者研修の研修期間、定員及び対象地域は、次のとおりとする。

資格	研修期間	学級定員	年間 総定員	対 象 地 域
無資格者 生活援助従事者研修修了者 介護に関する入門的研修修了者 ヘルパー3 級修了者	6 か月	24 名×4 回	96 名	首都圏（東京都、千葉県、神奈川県 埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県） を中心とし、山梨県、福島県、静岡県
介護職員初任者研修修了者	3 か月以上			
ヘルパー2 級修了者	3 か月以上			
ヘルパー1 級修了者	2 か月以上			
介護基礎研修修了者	1 か月以上			

第 6 条 研修期間が 1 年を超える場合は、期間延長の手続きを取り、許可を得なければならない。

第3章 開講時期、修了時期及び受講資格

(開講時期、修了時期)

第7条 実務者研修の開講時期、修了時期は、次のとおりとする。ただし、保有資格に応じて第4条の通り短縮される場合がある。

開講期間	4月1日 ～ 9月30日 (第1回)
	7月1日 ～ 12月31日 (第2回)
	10月1日 ～ 3月31日 (第3回)
	1月1日 ～ 6月30日 (第4回)

※資格保持者（介護職員初任者研修修了者、ヘルパー1級修了者、ヘルパー2級修了者、介護基礎研修修了者）は、開講月の2ヵ月後までの申込の場合に限り、開講中のコースに途中参加できるものとする。

(受講資格)

第8条 本研修の受講資格は、下記の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 介護福祉士の資格取得を目指している者
- (2) 男女問わず、心身ともに健全である者
- (3) インターネット接続環境があり、E-ラーニング受講環境が整っている者

第4章 使用教材及び研修費用

(使用教材)

第9条 本研修に使用する教材は、次のとおりとする。

テキスト名	出版社名
『介護福祉士実務者研修テキスト』第1巻～第8巻	株式会社日本医療企画

(受講費用)

第 10 条 本研修の受講費用は、次のとおりとする。

研修予定者の有する資格等	受講料
無資格者 生活援助従事者研修修了者 介護に関する入門的研修修了者 ホームヘルパー 3 級取得者	135,000 円
ホームヘルパー 2 級取得者 介護職員初任者研修修了者	100,000 円
ホームヘルパー 1 級取得者	80,000 円
介護職員基礎研修修了者	38,000 円

※受講料には、テキスト代、Eラーニング代、面接授業（スクーリング）及び医療的ケア（実習費用）及び消費税を含む。インターネット通信費用は受講生負担とする。

第 5 章 受講申込手続及び受講申込締切

(受講申込手続)

第 11 条 本研修の申込手続は、次のとおりとする。

- (1) 本研修のホームページからの申込み又は本研修指定の申込用紙に必要事項を記載し、その他の必要書類を添付して期日までに提出する
- (2) 提出書類により受講予定者を決定後、受講決定通知にて本人に通知する
- (3) 受講決定通知を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する
- (4) 本研修は、受講料の納入を確認した後、教材一式を発送する

(受講申込締切)

第 12 条 本研修の申込締切日は、無資格者（生活援助従事者研修修了者、介護に関する入門的研修修了者、ヘルパー3 級修了者を含む）については当該開講月の 1 週間前とする。

有資格者（介護職員初任者研修修了者、ヘルパー1 級修了者、ヘルパー2 級修了者、介護基礎研修修了者）については、申込締切日以降でも募集定員に達していない場合は、当法人の判断により研修開始後の申込みを受付けることがある。

(受講費用の返還)

第 13 条 納入された本研修の受講料は、原則として返還しない。

ただし、既に受講料が納付され、受講申込締切日前に受講辞退の申し出があった場合は、本研修規定に従い返還することとする。その際の振込手数料は、研修予定者の負担とする。

研修辞退を申し出た日	返 還 額
研修申込締切日まで	受講料の全額
研修申込締切日翌日から研修開始 2 日前まで	受講料の半額
研修開始前日以降	なし

第6章 教育内容及び授業方法

(研修内容)

第14条 本研修の教育は、通信学習により行い、一部面接授業を行う。

(研修カリキュラム)

第15条 本研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別表のとおりとする。

(授業時間数)

第16条 本研修の授業時間（実時間数）は、別表のとおりとする。

(授業方法)

第17条 本研修における通信学習の授業方法は次のとおりとし、面接授業については、第8章による。

(1) 学習方法

授業は、配付された教材及び学習の手引き書に沿って自己学習し、本研修が定めるEラーニングのシステムに示された学習課題をクリアする。

(2) 評価方法

各学習課題の評価は、70%以上を合格とする。70%未満の場合は、再度学習課題に挑戦（学習課題は、ランダムに提示される）し、合格するまではその学習課題は修了とならない。

(3) 個別学習への対応

個別学習の際の質問等に関しては、当法人の定める電子メールにて受付し、担当講師が回答する。

(免除科目)

第18条 本研修における免除科目については、厚生労働省社会・援護局の社援基発1104第1号(平成23年11月4日付)『実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について』に基づき、別表のとおりとする。

ただし、免除科目は、当該講座の修了証明書の提出を要する。

第7章 休学・復学、退学、除籍及び受講取消し

(休学)

第19条 疾病その他やむを得ない理由により受講継続が困難になった場合は、「休学願」を提出し、当校の許可を得る必要がある。

(復学)

第20条 休学の理由が消滅し復学をする場合は「復学願」を提出し、当校の許可を得る必要がある。

(退学)

第21条 本研修を退学しようとする者は、理由を付した退学願いを提出してその許可を得なければならない。

(除籍)

第22条 次の各号に該当する者は、当法人の議を経て除籍とする。

(1) 受講料を所定の期日までに納付しない者

(2) 面接授業をすべて無断欠席した者

- (3) 研修期間が満了しても何らの手続をしない者
- (4) 死亡の届出があった者

(受講取消し)

第 23 条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- (2) 本研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- (3) 当法人の名を著しく傷つけた者（当法人及び当法人が設置する学校を含む）

第8章 面接授業

(面接授業)

第 24 条 本研修における面接授業は、第 15 条及び第 16 条に定める授業科目及び時間数又は回数とし、すべての出席を求めるものとする。

- 2 面接授業期間内に面接授業の科目の理解度を評価するため、実技試験を実施する。評価は、70%以上を合格とし担当講師の評価によって合否を決める。
- 3 不合格だった者は有料にて補講及び再評価を行う。費用は1時間4,000円(税込)とし、補講日は、当法人が指定する日に行う。

(面接授業の開催時期等)

第 25 条 本研修における面接授業の開催時期は、別に定めるところによる。

第9章 修了認定

(修了認定の方法)

第 26 条 本研修の修了認定方法は、指定されたカリキュラムをすべて履修し、科目ごとに①事前通信学習②Eラーニングのシステムに示された学習課題をクリアする③各学習課題の評価は、70%以上を合格とする。70%未満の場合は、再度学習課題に挑戦し、合格するまではその学習課題は修了とならない④面接授業（介護過程Ⅲ）については、すべての授業科目を出席した上で実技試験を実施する。評価は、70%以上を合格とし担当講師の評価によって合否を決める。⑤面接授業（医療的ケア（演習））については、規定の演習の回数を実施した上で担当講師の評価によって合否を決める。

(研修欠席者の扱い)

第 27 条 理由の如何にかかわらず、15分以上の遅刻・早退の場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合には必ず「欠席届」を提出する。

(欠席の取扱い)

第 28 条 研修の一部を欠席した者は、次回の研修で当該授業を受講した上で修了認定を行い修了とする。定められた受講期間（12か月）内は、費用は無料とする。

(受講期間延長)

第 29 条 定められた受講期間（12か月）内に修了できなかった場合は、延長料を支払うことにより受講期間を延長することができる。

- 2 延長の回数は1回（12か月）限りとし、延長料は一律1万円とする。

第10章 修了証明書等

(修了証明書の交付)

第30条 第24条に定めにより、本研修を修了したと認定された者には、当法人において修了証明書を交付する。

(修了者の管理)

第31条 実務者研修修了者の管理は、次のとおり行う。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載（氏名、住所、修了年月日、修了番号等）し、当法人において管理する。
- (2) 修了証明書の紛失、氏名変更等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。この場合には、変更届に必要な事項を記入し申し込むものとする。紛失等は本人確認ができる免許証等の提示、氏名等の変更の場合は、住民票等が必要となる。
- (3) 再発行にかかる発行手数料は1通1,000円とし、修了者の負担とする。

第11章 本人確認

(本人確認)

第32条 本研修の受講申込み等を行った者が、本人であるか等を公的証明書により確認する。

- 2 本人確認の時期は、面接日のオリエンテーション時とする。
- 3 本人確認の方法は、次の書類のいずれかをもって確認する。
 - (1) 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提示
 - (2) 住民基本台帳カードの提示
 - (3) 在留カード等の提示
 - (4) 健康保険証の提示
 - (5) 運転免許証の提示
 - (6) パスポートの提示
 - (7) 年金手帳の提示
 - (8) 国家資格を有する者については、免許証又は登録証の提示
- 4 書類の提示（コピー不可）がなく、本人確認ができない者については、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。

第12章 個人情報保護等

(個人情報保護)

第33条 当法人が知り得た受講予定者及び受講者に係る個人情報は、当法人が定める個人情報保護規定に基づき適切に取り扱うものとする。

- 2 受講者は、受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(担当部署)

第34条 本研修は、当法人が設置する事務局にて執行する。

第13章 その他

(教員組織)

第35条 当法人の教員組織は以下の通りとする。

- 養成施設長 1名
- 専任教員 1名以上
- その他教員 1名以上
- 事務職員 1名

(他留意事項)

第36条 天災その他やむを得ない事情により、本研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は延期等の措置をとる。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じるものとする。

(休業日)

第37条 当法人の休業日は、次の通りとする。

- (1)天災その他やむを得ない事情により、授業を行うことができないと当法人が判断した場合
- (2)冬期休業日 12月29日～1月3日

(施行細則)

第38条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

(付 則)

この学則は平成31年2月1日から施行する。

別表 1 (第 15 条・第 16 条・第 18 条)

- 【注意】 (1)◎印で表示された欄が勉学される必修科目(教育内容)となります。
 (2)免除される必修科目については、当該講座の修了証明書の提出が必要となります。
 (3)認知症実践者研修を修了された方は、認知症の理解Ⅰ、Ⅱが免除となります。この場合も修了証明書の提出が必要となります。
 (4)勉学方法に記載されている「通信」は自宅での学習、「スクーリング」は当法人に出向いての勉学となります。
 (5)それぞれの勉学方法等については、勉学要領(履修の手引書)に記載されます。

介護福祉士実務者 研修の教育内容	時間 数	勉学 方法	無資格者	修了した研修講座名							
				介護職員初 任者研修	生活援助従 事者研修	介護に関す る入門的 研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他全 国研修
							1 級	2 級	3 級		
人間の尊厳と自立	5	通信	◎	免除	免除	◎	免除	免除	免除	免除	◎
社会の理解Ⅰ	5	通信	◎	免除	免除	◎	免除	免除	免除	免除	◎
社会の理解Ⅱ	30	通信	◎	◎	◎	◎	免除	◎	◎	免除	◎
介護の基本Ⅰ	10	通信	◎	免除	免除	◎	免除	免除	◎	免除	◎
介護の基本Ⅱ	20	通信	◎	◎	◎	◎	免除	免除	◎	免除	◎
コミュニケーション技術	20	通信	◎	◎	◎	◎	免除	◎	◎	免除	◎
生活支援技術Ⅰ	20	通信	◎	免除	◎	◎	免除	免除	免除	免除	◎
生活支援技術Ⅱ	30	通信	◎	免除	◎	◎	免除	免除	◎	免除	◎
介護過程Ⅰ	20	通信	◎	免除	◎	◎	免除	免除	◎	免除	◎
介護過程Ⅱ	25	通信	◎	◎	◎	◎	免除	◎	◎	免除	◎
介護過程Ⅲ	49	スクー リング	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	免除	◎
発達と老化の理解	10	通信	◎	◎	◎	◎	免除	◎	◎	免除	◎
発達と老化の理解	20	通信	◎	◎	◎	◎	免除	◎	◎	免除	◎
認知症の理解Ⅰ	10	通信	◎	免除	免除	免除	免除	◎	◎	免除	認知症実 践者研修
認知症の理解Ⅱ	20	通信	◎	◎	◎	◎	免除	◎	◎	免除	認知症実 践者研修
障害の理解Ⅰ	10	通信	◎	免除	免除	免除	免除	◎	◎	免除	◎
障害の理解Ⅱ	20	通信	◎	◎	◎	◎	免除	◎	◎	免除	◎
こころとからだのしくみ Ⅰ	20	通信	◎	免除	◎	◎	免除	免除	◎	免除	◎
こころとからだのしくみ Ⅱ	60	通信	◎	◎	◎	◎	免除	◎	◎	免除	◎
医療的ケア	50	通信	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	喀痰吸引 等研修
実務者研修受講時間数	454	-	454	324	414	434	99	324	424	50	-
※医療的ケア演習	-	スクー リング	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※医療的ケア(演習)は、医療的ケアの50時間とは別に面接授業(スクーリング)を修了する必要があります。

- ・喀痰吸 口腔 5回以上
- ・経管栄養 胃ろう又は腸ろう 5回以上
- ・鼻腔 5回以上
- ・経鼻経管栄養 5回以上
- ・気管カニューレ内部 5回以上
- ・救急蘇生法演習 1回以上

・免除科目の確認を致しますので、申込み時に修了証のコピーを提出してください。